

仕 様 書

件 名	令和5年度 福岡自動車訓練場で使用する電気	作成年月日	令和4年12月13日
		所 属	福岡駐屯地業務隊管理科営繕班
		作 成 者	防衛技官 斎藤 晃一

- 1 概 要
- (1) 需 要 場 所 福岡県大野城市大字牛頸1034-17 陸上自衛隊福岡自動車訓練場
- (2) 業 種 及 び 用 途 官公署
- 2 仕 様
- (1) 供 給 電 気 方 式 等
- ア 供 給 電 気 方 式 交流3相3線式
- イ 供 給 電 圧 (標 準 電 圧) 6,000V
- ウ 計 量 電 圧 (標 準 電 圧) 6,000V
- エ 周 波 数 60HZ
- オ 受 電 方 式 1回線受電(本線)
- カ 蓄 熱 式 負 荷 設 備 : 無
- (2) 契 約 電 力、予 定 使 用 電 力 量
- ア 契 約 電 力 : 61 kw (実量制)
- (ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする)
- イ 予 定 電 力 使 用 量 : 82,230 kwh
- (月別電力使用量は別紙のとおり)
- (3) 供 給 電 気 の 種 類 等
- 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率 100 %とすること。
- 参照：付紙第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要
(<https://www.there100.org/technical-guidance>)
- (4) 使 用 期 間 : 自 令 和 5 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分
- 至 令 和 6 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分
- (5) 電 力 量 等 の 計 量
- ア 自 動 検 針 装 置 : 有
- イ 電 力 会 社 の 検 針 方 法 : 遠隔自動検針
- ウ 電 力 量 計 の 構 成
- (ア) 電 力 需 給 複 合 計 器
- 会社名 東光東芝メーターシステム株式会社
- 形 式 SM3EP-R形
- パルス 1000 paIse/kwh
- (6) 需 給 地 点
- 福岡自動車訓練場内の1号柱に設置するPAS電源側接続点

- (7) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ
ただし計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般電気事業者の所有とする。
- (8) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ
- (9) 対価の支払い方法
- ア 甲が別に定める分担率により、甲及び分担先から支払うこととする。
- イ 乙は検針終了後、前月の電気使用量等を別紙第1及び別紙第2又はこれに準じた様式により、甲に送付することとする。
- ウ 乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に書面（付紙第2）で半期ごと提出することとする。
- エ 甲は、甲及び分担先の負担額を計算し、乙へ通知することとする。
- オ 乙はエの分担通知に基づいた請求書を作成し請求を行うこととする。
- (10) その他
- ア 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。
- イ 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証明書の譲渡に関し別紙第3に掲げる条件を満たすこと。
- ウ その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。
- エ 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整、及び電気事業者による再生可能エネルギー、電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

令和5年度 自動車訓練場月別電力使用量

業務用電力			備考
その他季 Kwh	夏季 Kwh	合計 Kwh	
58,114	24,116	82,230	

項目 月	その他季 使用電力量 (Kwh)	夏季 使用電力量 (Kwh)	合計 (Kwh)	最大電力 (Kw)	備考
4	3,426		3,426	14	
5	3,412		3,412	16	
6	5,938		5,938	50	
7		8,999	8,999	55	
8		8,132	8,132	59	
9		6,985	6,985	58	
10	3,774		3,774	29	
11	6,284		6,284	46	
12	9,257		9,257	52	
1	9,305		9,305	56	
2	11,000		11,000	61	
3	5,718		5,718	49	
合計	58,114	24,116	82,230		

※ 4月～10月は令和4年度実績
11月～3月は前年度実績